

日本学生支援機構寄附金事業
「JASSO 災害支援金」の
ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその父母等の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」

独立行政法人日本学生支援機構

1. 本事業の目的

自然災害等により、学生・生徒（以下「学生等」という。）又はその父母等（原則は父母だが、主として他の人の収入により学生生活を維持している場合はその人）が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金の支給を行う。

2. 申請資格

以下の全ての要件に該当する人。

- (1) 次のいずれかに在学中の学生等であること。
 - ① 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程（外国人留学生を含む。）
 - ② 海外大学の日本校（第二種奨学金（海外）の対象校及び対象課程の日本人学生に限る。）
- (2) 外国籍の学生等は、次のいずれかに該当すること。
 - ① 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
 - ② 定住者のうち、将来日本に永住する意思がある人
 - ③ 家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思がある人
 - ア 日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国したこと。
 - イ 日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業していること（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。
 - ④ 外国人留学生の在留資格は、「留学」であること。ただし、海外大学の日本校に在学中の外国人留学生を除く（申請対象外）。
- (3) 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。
- (4) 罹災時、申請時のいずれにおいても、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中（留年見込みを含む。）ではないこと。
 - ※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除く。
 - ※ 大学・短期大学の別科は、助産師、視能訓練士等、職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限る。
 - ※ 成績に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している時に発生した災害は対象とする。
 - ※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外とする。
 - ※ 同一の災害につき、申請は1回とする。
 - ※ 本機構の貸与・給付奨学金利用の有無は問わない。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができる。

3. 支給額

10万円（返還不要）

4. 支援金の申請および推薦方法

学生等は、本機構が指定する申請書類を在学する学校に提出し、学校は、書類を確認の上、学校長により本機構理事長宛に推薦します。

支援金の申請に係る詳細および様式は、本機構ホームページをご覧ください。

JASSO 災害支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

5. 申請および推薦期間

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中の推薦であること。

6. 審査結果の通知および支援金の支給について

推薦書類を本機構で審査のうえ、支給の可否について学校を通じてお知らせします。また、支給対象者には、指定口座に支給金を振り込みます。

7. 関係書類の送付先および照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課寄附金室 JASSO 災害支援金担当

〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2

電話：03-6743-3185